

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 9 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 31 年岩手県人事委員会規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴税手当)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 3 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる職員については、勤務 1 月につき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>ア及びイ</u>に掲げる職員以外の行政職給料表の職務の級 (以下「職務の級」という。) <u>3 級以上</u>である職員 18,500 円</p> <p>エ 職務の級 <u>2 級</u>である職員 15,800円</p> <p>オ 職務の級 <u>1 級</u>である職員 12,700円</p> <p>(2) [略]</p> <p>(放射線取扱手当の額)</p>	<p>(徴税手当)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 条例第 3 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる職員については、勤務 1 月につき給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>県民センター所長である職員 5,000円</u></p> <p>エ <u>ア、イ及びウ</u>に掲げる職員以外の行政職給料表の職務の級 (以下「職務の級」という。) <u>2 級以上</u>である職員 18,500 円</p> <p>オ 職務の級 <u>1 級</u>である職員のうち職務の級の号給が<u>25号 給以上</u>である職員 15,800円</p> <p>カ 職務の級 <u>1 級</u>である職員のうち<u>オ</u>に掲げる職員以外の職員 12,700円</p> <p>(2) [略]</p> <p>(放射線取扱手当の額)</p>
<p>第 6 条 条例第 5 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 項第 2 号、<u>第 3 号及び第 4 号</u>の作業 作業 1 日につき 230円</p> <p>(<u>環境衛生検査業務手当の額</u>)</p>	<p>第 6 条 条例第 5 条第 2 項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 項第 2 号<u>及び第 3 号</u>の作業 作業 1 日につき 230円</p> <p>(<u>環境衛生検査等業務手当の額</u>)</p>
<p>第 6 条の 2 [略]</p> <p>(<u>医師手当</u>)</p>	<p>第 6 条の 2 [略]</p>
<p>第 11 条 条例第 9 条第 1 項に規定する「人事委員会が定める者」とは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>保健福祉部医療国保課の医師及び歯科医師のうち医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を行う者</u></p> <p>(2) <u>保健所の所長である医師及び精神保健福祉センターの所長である医師</u></p> <p>(3) <u>都南の園の園長である医師</u></p>	<p>第 11 条から第 11 条の 3 まで 削除</p>

(4) 都南の園の副園長、部長、科長及び医長である医師

(5) 都南の園の前2号に掲げる医師以外の医師及び歯科医師

2 条例第9条第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき次に掲げる額とする。

(1) 前項第1号の者 7,000円

(2) 前項第2号の者 14,500円

(3) 前項第3号の者 24,500円

(4) 前項第4号の者 23,000円

(5) 前項第5号の者 20,500円

第11条の2及び第11条の3 削除

(家畜保健衛生業務手当)

第11条の12 [略]

2 条例第9条の12第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) [略]

(2) 地方振興局農政部若しくは農林部に勤務する職員又は農業研究センターに勤務する職員で研究職給料表の適用を受けるもの 勤務1日につき 830円

(高所作業手当)

第11条の14 条例第9条の14第1項に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。

(1) 地方振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が行う大気汚染の監視に係る風向風速計の保守点検の作業

(2) 地方振興局土木部に勤務する職員が行うダム本体、主ゲート、予備ゲート、クレストゲート、選択取水設備又は警報局の保守点検の作業

(3) 花巻地方振興局農林部に勤務する職員が行うテントゲート、取水ゲート又は警報施設の保守点検の作業

(4) [略]

2 [略]

(災害応急作業等手当)

第11条の17 [略]

2・3 [略]

4 条例第9条の17第2項に規定する手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(家畜保健衛生業務手当)

第11条の12 [略]

2 条例第9条の12第2項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) [略]

(2) 広域振興局農林部、広域振興局総合支局農林部若しくはは地方振興局の農政部若しくは農林部に勤務する職員又は農業研究センターに勤務する職員で研究職給料表の適用を受けるもの 勤務1日につき 830円

(高所作業手当)

第11条の14 条例第9条の14第1項に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。

(1) 広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が行う大気汚染の監視に係る風向風速計の保守点検の作業

(2) 広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の土木部に勤務する職員が行うダム本体、主ゲート、予備ゲート、クレストゲート、選択取水設備又は警報局の保守点検の作業

(3) 県南広域振興局花巻総合支局農林部に勤務する職員が行うテントゲート、取水ゲート又は警報施設の保守点検の作業

(4) [略]

2 [略]

(災害応急作業等手当)

第11条の17 [略]

2・3 [略]

4 条例第9条の17第2項に規定する手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第9条の17第1項第1号アに掲げる作業 職員の職務の級及び作業の種類に応じて次の表に定める額

職務の級 \ 作業の種類	巡回監視	応急作業等
行政職給料表 6 級以上の級	[略]	
行政職給料表 5 級、4 級及び 3 級		
行政職給料表 2 級以下の級		

(2)～(4) [略]

5～7 [略]

(通信作業手当の額)

第12条 条例第10条第2項に規定する手当の額は、勤務1月につき3,100円とする。

(手当の調整)

第14条 同一の月において条例第10条第1項に規定する作業及び条例第10条の2第1項に規定する作業のうち前条の規定により月額で支給される手当（以下この条において「刑事作業手当」という。）に係る作業に従事した職員に対して支給する手当は、当該職員が主として従事した作業に応じ、通信作業手当又は刑事作業手当のうちいずれか一の手当とする。ただし、月の中途において主として従事する作業に変更の生じた職員に対する通信作業手当又は刑事作業手当の月額は、それぞれの作業に従事した日数に応じ日割により算出した額に相当する額とする。

(航海手当の額)

第24条 条例第17条第2項に規定する手当の額は、航海1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 船長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級2級以上である者、警察官のうち班長並びに人事委員会がこれらに準ずると認める者 540円

(2)・(3) [略]

2 [略]

(教員特殊業務手当)

第26条の2 条例第19条の2第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定める対外運動競技等」とは、次の各号に該当するものと

(1) 条例第9条の17第1項第1号アに掲げる作業 職員の職務の級及び作業の種類に応じて次の表に定める額

職務の級 \ 作業の種類	巡回監視	応急作業等
行政職給料表 4 級以上の級	[略]	
行政職給料表 3 級及び 2 級		
行政職給料表 1 級		

(2)～(4) [略]

5～7 [略]

第12条 削除

第14条 削除

(航海手当の額)

第24条 条例第17条第2項に規定する手当の額は、航海1日につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 船長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者、警察官のうち班長並びに人事委員会がこれらに準ずると認める者 540円

(2)・(3) [略]

2 [略]

(教員特殊業務手当)

第26条の2 条例第19条の2第1項第3号に規定する「人事委員会が定める対外運動競技等」及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている「人事委員会が定める対外運動競技等」とは、次の各号のいずれかに該当

<p>する。</p> <p>(1) 対外運動競技等が、国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれらと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(潜水手当の従事時間の計算方法)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(短時間勤務職員の手当等の額)</p> <p>第30条 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>通信作業手当</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>するものとする。</p> <p>(1) 対外運動競技等が、<u>国、地方公共団体若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</u>の開催するもの又は市、郡若しくはこれらと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(潜水手当の従事時間の計算方法)</p> <p>第28条 [略]</p> <p><u>(海外事務所勤務手当)</u></p> <p>第28条の2 条例第20条の2第1項に規定する「人事委員会規則で定めるもの」とは、<u>シンガポール事務所とする。</u></p> <p>2 条例第20条の2第2項に規定する「人事委員会規則で定めるもの」とは、<u>在シンガポール日本国大使館とする。</u></p> <p>3 条例第20条の2第2項に規定する住居手当の額は、職員が居住する住宅の家賃の額とし、当該額が外国通貨で定められている場合にあつては、岩手県指定金融機関が定める給料の支給日の属する月の初日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(短時間勤務職員の手当等の額)</p> <p>第30条 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。）第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p>	